〃	第四十三回	十億円	百二円十八銭
〃	〃	六億円	百二円十九銭
〃	〃	五十億円	百二円二十一銭
〃	〃	五十億円	百二円二十二銭
〃	〃	五十億円	百二円二十三銭
〃	〃	十七億円	百二円二十五銭
〃	第四十四回	二億円	百二円七十三銭
〃	〃	九億円	百二円七十七銭
〃	第四十五回	二十五億円	百二円四十五銭
〃	〃	六億円	百二円五十五銭
〃	第四十七回	三十億円	百二円六十四銭
〃	〃	二十二億円	百二円六十九銭
合　計		一千六百四十七億円	

○財務省告示第三百八十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年十月二十八日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年十一月二十五日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第五回	十億円	百円六十三銭
〃	第八回	五億円	百一円十五銭
〃	〃	百十一億円	百一円二十四銭
〃	〃	五億円	百一円二十五銭
〃	〃	二億円	百一円三十銭
〃	第九回	六十五億円	百二円四十銭
〃	第十回	二十一億円	百二円十八銭
〃	第十一回	五億円	百二円七十五銭
〃	第十二回	三億円	百二円五十銭
〃	〃	十億円	百二円六十三銭
〃	〃	百五十億円	百二円七十銭
〃	〃	五十五億円	百二円七十一銭
〃	第十三回	十億円	百三円十銭
〃	第十五回	十億円	百四円二十銭
〃	〃	八億円	百四円二十五銭

〃	第十六回	十億円	百二円七十五銭
〃	〃	十億円	百二円七十八銭
〃	〃	十億円	百二円八十銭
合　計		五百億円	

○厚生労働省告示第四百四十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に第29部として次のように加える。

第29部

内用補助薬（25）

品名	規格単位	薬価円
（い）		
イムセラカプセル0.5mg	0.5mg1カプセル	8,172.00
（し）		
ジレニアカプセル0.5mg	0.5mg1カプセル	8,172.00
（て）		
テラビック錠250mg	250mg1錠	1,422.10

注射薬

品名	規格単位	薬価円
（い）		
イラリス皮下注用150mg	150mg1瓶	1,435,880
（て）		
テリボン皮下注用56.5μg	56.5μg1瓶	12,971
（ふ）		
フェソロデックス筋注250mg	250mg5mL1筒	50,313
プロイメンド点滴静注用150mg	150mg1瓶	14,919
（ほ）		
ホストイン静注750mg	750mg10mL1瓶	6,299

外用薬

品名	規格単位	薬価円
（た）		
タコシール組織接着用シート	3.0cm×2.5cm1枚	11,296.90
タコシール組織接着用シート	4.8cm×4.8cm1枚	31,936.50
タコシール組織接着用シート	9.5cm×4.8cm1枚	60,091.80
（む）		
ムコスタ点眼液UD2％	2％0.35mL1本	27.10

○厚生労働省告示第四百四十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子